

「富山市男女共同参画推進条例」のあらまし

# 一人ひとりが主役です！

男女がともに輝いて生きる

「男女共同参画社会」の実現をめざして

「富山市男女共同参画推進条例」が平成18年4月1日から施行されました。

市では、これまでも男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を展開してきました。

この条例により、基本理念、市、市民や事業者のみなさんの役割、施策の方向などを明らかにし、

法的な基盤を築くとともに、みなさんとの共通理解を図り、

協働による男女共同参画を推進します。



平成18年4月

富 山 市

私たち富山市民がめざす「男女共同参画社会」は、

男女が互いにその人権を尊重し、  
喜びも責任も分かち合いながら、



性別にかかわらず、  
その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

## ◆男女共同参画を実現するための基本理念

### 1 5つの基本的な考え方

この条例では、前文を設け、富山市が市民のみなさんとともに男女共同参画の推進に取り組むための基本的な考え方を表しました。

- (ア) 男女共同参画社会基本法を尊重すること
- (イ) 男らしさ女らしさを一方的に否定することなく男女の人権を尊重すること
- (ウ) あらゆる場で男女が相互に協力・協調しつつ、主体的に参画すること
- (エ) 家族の大切さを認識し、愛情豊かな家庭の創造に努めること
- (オ) 地域社会の中での責任と役割を自覚すること

### 2 7つの理念

この条文中に男女共同参画社会を実現するため、市や市民のみなさんが大切にしなければならない理念を定めました。

#### 1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。性別による差別的な取扱いを受けることなく、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

#### 2 社会制度又は慣行についての配慮

「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割などにより、進路や職業など、活動の選択の幅が狭められることのないよう、社会の制度や慣行について考えていきましょう。

#### 3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女は社会の対等なパートナーです。いろいろな方針決定に、企画立案の段階から、男女が共同して積極的に参画するようにしましょう。



#### 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が互いに協力し、社会の支援も受け、子育てや介護など、家族としての役割を果たしながら、仕事や学校、地域などの活動と両立していきましょう。

#### 5 男女の生涯にわたる健康の確保

男女の身体の違いを正しく認識し、互いを尊重しましょう。なかでも女性の身体の特性については十分に配慮し、生涯を通じて、肉体的にも精神的にも健康であることをめざしましょう。

#### 6 世界的視野の下での男女共同参画

男女共同参画の推進は、世界的な視野に立ち、世界女性会議、女子差別撤廃条約などの動きをとらえ、国際的な連携・協力のもとに進めましょう。

#### 7 市、市民及び事業者の協働

男女共同参画を推進するため、市、市民、事業者それぞれがその役割を果たし、互いに尊重した対等なパートナーとして協働していきましょう。

## ◆みんなで男女共同参画社会づくりに取り組みましょう。

- **市は、** \_\_\_\_\_
  - ・男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進し、すべての施策の実施にあたり、男女共同参画社会の形成について配慮します。
  - ・男女共同参画の推進にあたり、必要な体制の整備に努めます。
  - ・男女共同参画の推進にあたり、市民のみなさん、事業者のみなさん、国やその他の地方公共団体と連携して取り組みます。
- **市民のみなさんは、** \_\_\_\_\_
  - ・家庭、地域、職場、学校などのあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めましょう。
  - ・市が実施する男女共同参画推進施策に協力しましょう。
- **事業者のみなさんは、** \_\_\_\_\_
  - ・事業活動をするときには、男女共同参画を積極的に推進しましょう。
  - ・職場での男女共同参画推進や事業に従事する方々の家庭生活その他の活動との両立が可能となるよう職場環境の整備に努めましょう。
  - ・市が実施する男女共同参画推進施策に協力しましょう。
- **教育関係のみなさんは、** \_\_\_\_\_
  - ・家庭、職場、地域、学校などのさまざまな教育の場において、男女共同参画の基本理念に配慮するよう努めましょう。

## ◆性別による権利侵害をなくしましょう！

- 女だから、男だからという理由での差別をなくしましょう。
- 職場だけに限らずあらゆる場で、男女を問わず、セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）をなくしましょう。
- 夫婦間を含めて、すべての男女間の身体的、精神的、経済的、性的暴力その他の暴力をなくしましょう。

## ◆市の主な取り組みは…、

- ◎男女共同参画を推進するための基本計画の策定
- ◎男女共同参画を推進するための啓発活動（出前講座の実施、小学生向けの啓発冊子作成、男女共同参画とやま市民フェスティバルの開催等）や情報提供（情報交流誌の発行、広報紙への情報掲載等）
- ◎家庭生活における活動と職業生活における活動等との両立支援
- ◎男女共同参画推進地域リーダーの活動支援
- ◎男女共同参画推進センターでの各種講座・相談事業の実施
- ◎男女共同参画の推進にかかわる苦情・相談への対応
- ◎男女共同参画推進審議会の運営

# 富山市男女共同参画推進条例

(平成18年4月1日施行)

富山市民がめざす社会は、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」である。

この社会の実現をめざし、富山市においては、「人間性の尊重」を基本理念に、さまざまな施策を積極的に推進してきたが、少子高齢化、高度情報化、国際化など、急激な社会情勢の変化に的確に対応していく上からも、なお一層の努力が必要とされている。

このことから、新たな時代に即した富山市を築くため、男女共同参画社会基本法を尊重すること、男らしさ女らしさを一方的に否定することなく、男女の人権を尊重すること、また、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、男女が、相互に協力・協調しつつ、主体的に参画すること、中でも、家族の大切さを十分に認識し、お互いの努力と協力のもとに、愛情豊かな家庭の創造に努めること、併せて地域社会の構成員としての責任と役割を自覚することが、市民一人ひとりに求められる。

ここに、男女共同参画社会の実現を市政の重要課題と位置付け、市、市民及び事業者の協働による新しい社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。(前文より)



富山市市民生活部男女参画・市民協働課

〒930-8510 富山市新桜町 7-38

TEL 076-443-2051

<http://www.city.toyama.toyama.jp>